

王子スポーツクラブ会則施行細則

(平成 20 年 4 月 1 日 制定)
(平成 21 年 4 月 1 日 改訂)
(平成 22 年 6 月 24 日 改訂)

第 1 条 (趣旨)

この細則は王子スポーツクラブ会則の施行に関し必要なことを定める。

第 2 条 (部門)

王子スポーツクラブ (以下「当クラブ」という。) は、陸上部門、サッカー部門、アメフト部門、フラグフット部門、陸上団体部門及びサッカー団体部門とする。

第 3 条 (入会)

個人会員として陸上部門、サッカー部門、アメフト部門、フラグフット部門に入会しようとする者は、様式第 1 の入退会届出書を当クラブへ提出し、承認を受けなければならない。

2 団体会員として、陸上団体部門、サッカー団体部門に入会しようとする団体は、様式第 2 の入退会届出書を当クラブへ提出し、承認を受けなければならない。なお、入会可能な団体は、運営委員をつとめる神戸市サッカー協会、神戸市陸上競技協会が認めるものに限る。

第 4 条 (退会)

当クラブを退会しようとする時は、前前月の 5 日までに様式第 1 又は様式第 2 の入退会届出書を当クラブに提出しなければならない。また、すでに納入済の会費等については全額返却しないこととする。

第 5 条 (会員の義務)

当クラブの会員は、クラブのメンバーシップの意味を理解のうえ、当クラブの会則ならびに会則施行細則を遵守し、クラブメンバー全員が、楽しくスポーツを続けられるように次のことを理解して活動を行う。

- (1) スポーツの喜びを実感できるスポーツクラブとして、スポーツをする人・見る人・支える人も、スポーツを通じて喜びを感じ、笑顔あふれるクラブにしていく。
- (2) 種目・世代・性別・競技レベルを超えた交流ができるスポーツクラブとして、スポーツが終わった後も、仲間との交流を楽しむ。また年齢を超えた人ともスポーツを通じて交流ができるクラブにしていく。
- (3) 会員が自主自立の精神で運営するスポーツクラブとして、スポーツをする人が運営も行い、人頼みではなく、自分たちでクラブを作っていく。

第 6 条 (会費)

当クラブの会費については、別表 1 に定める会費を前月 27 日 (銀行の業務日でない場合は翌日) に指定の銀行口座等から自動引き落としで納める。

第 7 条 (会員証)

当クラブの会員は、当クラブの活動期間中は様式第 3 に定める会員証を携帯しなければならない。

第 8 条 (健康管理)

健康管理は、自己の責任において行うこととし、体調に異変等が生じた時は速やかに申し出て事故防止につとめる。

第 9 条 (クラブ固有物の管理)

当クラブとして所有すべき設備・備品・用具等は、当クラブの事務局が管理する。

第 10 条 (個人所有物の管理)

個人所有の用具については、会員個人が責任をもって管理する。

第 11 条 (改廃)

この施行細則を改廃する場合は、運営委員会の承認を得て行うものとする。

附則

この施行細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この施行細則は、平成 22 年 6 月 24 日から施行する。

(別表 1)

- ・陸上団体会員 11回1,000円の回数券を利用 (年会費 1,500 円)
- ・サッカー団体会員 月額 250,000 円 (年会費を含む)
 - ・陸上個人会員 中学生 月額 800 円
高校生 月額 1,000 円
大学生 月額 1,500 円
一般 月額 2,000 円
年会費 1,500 円
保険代 (高校生以上 1,600 円 中学生 600 円)
- ・陸上教室会員 中学生 月額 4,000 円
高校生 月額 4,000 円
年会費 1,500 円
保険代 (高校生以上 1,600 円 中学生 600 円)
- ・サッカー個人会員 一般 月額 5,000 円
年会費 1,500 円
保険代 (年額) 1,600 円
- ・アメフト個人会員 中学生 月額 4,000 円
年会費 1,500 円
保険代 (年額) 600 円
- ・フラグフット個人会員 小学生 月額 1,500 円
年会費 1,500 円
保険代 (年額) 600 円